

# 死刑と人権

大 谷 實

## I 死刑に関する近年の動き

(1) はじめに 死刑は、犯罪者に対する刑罰として、現在は合法的に行われている訳ですが、人の生命を奪うものであり、人間の尊厳を侵害する刑罰ですから、人権侵害の最たるものであることは言うまでもありません。そこで、現在の日本で実施されている死刑制度について、人権問題として考えてみることにします。

(2) 日本弁護士連合会の死刑廃止方針 ところで、最近、死刑問題の注目すべき情報がいくつかありますので紹介しますと、まず、日本弁護士連合会は、今年の4月に国連の犯罪防止刑事司法会議が京都の国際会館で開催されるのですが、その開会までに、死刑制度の廃止を実現すると宣言しました。そして、死刑廃止を検討するための有識者会議の設置を法務省に要請しました。さらに、ごく最近、死刑に代わる制度・代替制度として、現在の無期懲役、これは10年服役しますと仮釈放の資格が与えられる制度がありますが、この制度の他に、仮釈放を認めないで生涯刑務所に収容する「終身刑制度」を設けるべきであるという提案をしています。

(3) 全国犯罪被害者の会と死刑存置論 これに対しては、「全国犯罪被害者の会」(明日の会)は、犯罪被害者等基本法など、犯罪被害者の権利・利益を確保する法律制度を作るのに大きく貢献した団体ですが、この「明日の会」は、日本弁護士連合会の死刑廃止宣言に激しく抗議しまして、犯罪被害者の立場から死刑廃止は絶対反対であり、「死刑賛成・維持・推進」を合言

葉にして、死刑制度は永久に存続すべきであると主張しています。ちなみに、「明日の会」は2018年に解散しています。

(4) オウム真理教関係の死刑執行 さらに、一昨年(2019)の7月には、オウム真理教教団代表・松本智津夫(麻原彰晃)などの元死刑囚ら13人が、1カ月という短期間に一気に死刑が執行されたことも、ご案内のとおりであり、いささか驚いた次第です。

(5) 国会議員等の動き 死刑問題は、選挙の票にならないという理由から、国会議員は余り熱心でないようですが、それでも、1994年には自民党の亀井静香氏が中心となって、「死刑を廃止する議員連盟」が結成されましたし、また、民主党政権時代の2010年には、当時の千葉法務大臣が法務省に「死刑の在り方委員会」を設置して、10回にわたる勉強会を実施したあと、「報告書」を発表して国民的論議を展開しようとした。また、これとは別に、2018年5月には、自民党の河村建元内閣官房長官が代表となって、「日本の死刑制度の在り方の今後を考える議員連盟」が設立されました。今度こそ、死刑制度の在り方に関する提言をまとめるということです。

このように、昨年、一昨年にかけて、死刑制度の存廃問題に関連する出来事ないし事件が話題になりました。そこで、新聞等は、改めて、死刑存廃問題を大きく取り上げています。私も、先日発売された判例時報2426号で、「死刑制度論のいま」という連載の巻頭言を掲載していますので、ご覧いただきたい。

## II 現在の死刑制度

(1) 刑法典の規定 そこで今日は、先ず、死刑制度は、現在、どうなっているのかということから話を始めたいと思います。日本では、1907(明治40)年、今から113年前に現在の刑法を制定しました。ちなみに、「にほんか、にっぽんか」ですが、国語調査会では、呼称を統一していないようですので、今日は、「にほん」とすることに致します。

日本の刑法10条では、刑の種類として、懲役、禁錮と並べて死刑を設置し、12種類の犯罪について死刑を置きました。なお、現在は特別刑法の7種類の犯罪と併せて、全部で19種類の犯罪に死刑を置いています。また、刑法11条1項では、「死刑は、刑事施設内において、絞首して執行する」と規定し、さらに2項では、「死刑の言渡しを受けた者は、その執行に至るまで刑事施設（監獄）に拘置する」と定めたのです。

只今、絞首と申しましたが、「絞首」というのは首を絞めて殺すこと、具体的には、死刑囚を踏み板の上に立たせまして、縄を首に巻き付け、踏み板を開けて、体重の重みで窒息死させる、こういう方法で執行することになりました。そのやり方は、その後も変わらないで今日に至っています。それ以来、第2次世界大戦後、1946年に「日本国憲法」が制定されて、国の在り方が根本的に改められたのですが、死刑制度は一度も改められなかったのです。

しかし、死刑制度に反対し、これを廃止すべきであるという主張は、今の刑法が誕生した時からありました。死刑反対論は、主としてヒューマンイズムの精神から世界的に展開されてきたものでありますが、「日本国憲法」が制定されてからは、いろいろな観点から「死刑は憲法に違反するのではないか」という「死刑違憲問題」が、しばしば裁判所で争われました。

(2) 日本国憲法と死刑 1889年、明治22年に制定された日本国憲法の「前」の憲法、正式の名称は「帝国憲法」でしたが、今は、一般には明治憲法と呼ばれています。憲法は、個人の権利・利益を軽視した全体主義、国家主義、天皇中心主義の憲法でありました。

これに対して、昭和21年、1946年に制定された日本国憲法は、「すべて国民は、個人として尊重される」とする個人主義を柱とした憲法です。最近では、個人主義と言いますと、利己主義に通ずるという意味で余り使われなくなりましたが、そもそも個人主義と申しますのは、「人間社会におけるあらゆる価値の根源は、一人一人の個人にあり、何にも勝って個人を尊重しなければならない」という考え方であり、「国民一人一人、誰一人取り残さないで尊重する」というものであります。その意味で、現在の憲法は、「全

体主義から個人主義へ」と180度、価値の転換を図ろうとしたものであります。

したがって、どんな凶悪な犯罪者であっても、一人の個人として尊重されるべきでありまして、1946年の日本国憲法の制定の際に、「人間の生命」を奪う死刑制度は、当然に廃止をすべきだったのです。

日本と同じようなナチス体制から民主主義に転換を図ったドイツは、1949年のドイツ基本法つまり西ドイツ憲法の第1条で、「人間の尊厳は不可侵である」、言い換えると「侵すことは許されない」と規定し、102条で、「死刑はこれを廃止する」と明文で宣言したのです。

これに対して、日本国憲法は、13条で「すべて国民は、個人として尊重される」と宣言しながら、2つの条文で、結果的に、あるいは消極的に、死刑を認めることとしました。1つは、憲法31条の規定です。「何人も法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科されない」としましたから、法律で認められれば、「生命」が奪われることもあり得るということになります。もう1つは、13条です。「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とする」と規定しましたから、「公共の福祉に反する場合は、生命を尊重しなくてもよい」、つまり生命を奪ってもよいと解釈することができます。

(3) **最高裁判所の態度** 私は、日本国憲法は個人主義を最も重要な原則としている以上、このようなあいまいな規定を置くことは矛盾であると考えてきたのですが、これからお話しするように、裁判所は、今日まで、一貫して死刑は憲法に違反しないという立場を採ってきました。最高裁判所は、1948(昭和23)年の大法廷判決で、「憲法は、現代多数の文化国家におけると同様に、刑罰としての死刑の存置を想定し、これを是認したものと解すべきである」と明言しました。そして、絞首刑は、憲法36条の「残虐な刑罰」に当たるとする弁護側の主張に対して、「刑罰としての死刑そのものが直ちに同条にいわゆる残虐な刑罰に当たるとは考えられない」としたのです。

この大法廷判決を踏まえて、①死刑を定めた規定は、憲法9条の〔平和主

義]に違反しないとした判決、さらには、死刑は、憲法25条〔生存権〕に違反しないとした判決など、一連の最高裁判決によって、死刑の合憲性は、不動のものとなり、今日に至っている次第です。

### Ⅲ 死刑存廃論の整理

(1) **4つの争点** 死刑は、人の生命を奪う厳しい刑罰ですから、古くから死刑を廃止すべきだとする死刑廃止論と、これとは反対に、死刑は我が国の国民感情に即した制度であるから、これを残しておくべきだという死刑存置論との間で、長い間、論争が交わされて参りました。死刑存廃論は、まことに「古くして新しい問題」なのです。

そこで、これまで展開してきました「死刑存廃論」争の対立点を整理しておきますと、第1に、国は犯罪者といえどもその「生命」を奪う権限があるのか、第2に、死刑には、その威嚇力によって、犯罪を防止する予防機能があるのか、3番目に、死刑は、憲法36条が禁止している「残虐な刑罰」に当たるのではないかと、最後に、裁判には、誤判の可能性がある、冤罪で処刑してしまうと取り返しがつかないのだから、死刑を言い渡すこと自体、正義に反するのではないかと、以上の4つの論点に集約することができます。

(2) **死刑廃止論** 死刑廃止論者は、只今の4つの争点のうち、1番目の論点に関しては、国は人の命に最高の価値を認め、殺人を重大な犯罪としているのだから、凶悪犯人であっても、一人の人間としての価値を認めて、その命を守るべきであり、犯人を死刑として殺すことは矛盾であるとしめます。

次に、死刑には懲役や禁錮と違った特別の威嚇力があると言われるが、凶悪犯を抑止するのに役に立つかどうかは、今でも明らかではなく、証明できない、言い換えると実証的根拠がないのに人の命を奪うのは許されない。また、死刑は、今日の文明・文化の進歩に照らし、残虐と言わざるを得ない。

最後に、裁判には誤判の可能性がある、冤罪で処刑されてしまうと、最早取り返しがつかないことになるから、死刑の判決を言い渡すこと自体、適正

な手続きとは言えず、正義に反するとします。現に、1980年代には、死刑が確定した4つの事件（免田事件、財田川事件、松山事件、島田事件）について、相次いで再審無罪判決が出されたのであり、誤判の可能性は十分あり得ることではないか。その意味で、一刻も早く死刑は廃止すべきであると主張します。

(3) **死刑存置論** これに対して死刑存置論は、先ず、殺人などの凶悪な犯罪者に対しては、死刑を持って臨むべきであるということは、国民の道義的・法的確信となっており、国家は、凶悪犯人の生命を奪う権限があると言います。次に、死刑には犯罪を防止する特別の威嚇力があり、犯罪を防止するためには、死刑は絶対に必要であると言います。そして、釜茹でとか八つ裂きといった方法で殺すのなら格別、現在の絞首刑は「残虐な刑罰」に当たらないと主張します。最後の「誤判の回復可能性」については、死刑以外の懲役や禁錮といった刑罰においても、程度の差はあっても、誤判によって失われた利益は回復できないのであるから、誤判を根拠に死刑を廃止せよというのは、刑事裁判制度全体の否定につながると反論します。

ちなみに、イギリス、フランス、イタリア、スイス、デンマークなど多くの先進国が死刑を廃止しているし、国連も1989年の第4回国連総会以来、死刑廃止条約を批准する国が増え、制度としての死刑廃止国は110か国に達しており、事実上の廃止国は140か国を超えています。なお、死刑存置国は、現在57か国ありまして、アジア、アフリカの諸国が多いのですが、アメリカでは31の州が死刑を置いています。

(4) **私の立場** このように、死刑を廃止している国は、世界で多数を占めているのですが、これに対し、わが国では、死刑を温存しておくべきであるとする死刑存置論と、出来るだけ早く廃止すべきであるという廃止論の間で、激しい論争が交わされています。しかし、私は、この存廃論争については、若い時から、一定の距離を置いて考えてまいりました。

と申しますのは、個人主義の国である以上、どんなに極悪非道の凶悪犯であっても、一人の人間としての尊厳は守られるべきであり、存廃論で争うま

でもなく、ドイツのように、死刑は憲法上廃止すべきであると考えからず。

その意味では、私は死刑廃止論者の一人ではありますが、ただ、廃止論者が踏み台としているヒューマニズムや人道主義といった倫理的なものではなく、日本国憲法の最大の原則である個人主義に基づく「個人の尊厳」の観点から、死刑を廃止すべきであると考えてまいりました。この立場から従来の死刑存廃論を考察してみますと、先程の4つの論点を巡る議論は、死刑の威力の問題を筆頭に、いずれも事実で証明できない、言い換えると、実証的な根拠があるわけではなく、その意味で、従来の論争は、言葉は悪いのですが、甲論乙駁の「水掛け論」に過ぎないと思います。

#### IV 死刑問題のこれから

(1) 刑法改正問題と死刑 只今申しましたように、死刑廃止論と死刑存置論は、現在でも同じような形で有力に展開されていますが、かつて、死刑存置論と死刑廃止論が正面から対立したことがあります。

戦前の全体主義の下では、極悪非道な犯罪者は、その報いとして死刑が科されるのは当然であると考えられましたし、世論や国民感情もこうした考え方を支持していました。しかし、そうした流れの中で、死刑の廃止を目標とする多くの努力がなされてきたことも事実です。特に、昭和30年代から、新しい憲法を土台とした刑法を作るべきではないか、という機運が高まりまして、昭和40年代に入りますと、刑法の全面改正問題が本格的に検討されました。

法務大臣は、法制審議会に対して、「刑法の改正は必要であるか、必要であるとすればどのような刑法とすべきか」という諮問を致しました。ちなみに、法制審議会といいますのは、法務大臣の諮問機関でありまして、刑法や民法などの国の基本的な法律の改正の場合は、審議会で検討し、その答申に基づいて法務省で法案を作り、国会に提出するために内閣で閣議決定をする

ことになっています。

この法制審議会では、当然、死刑は廃止すべきであるという案が審議されましたが、しかし、昭和43年に、死刑存廃論を念頭において政府が実施した世論調査によりますと、賛成するものが70.5%、反対が16%でありました。そこで審議会では、国民の大多数は死刑存置を希望しているという理由で、死刑は現行のままにするという死刑存置案が多数を占めたのです。

しかし、ここで注目しておきたいのは、この審議の過程で、死刑は新しい憲法の精神から見て好ましいものではないという点が全体として確認されまして、「死刑の適用をできる限り減らすべきである」、あるいは「死刑の執行を回避すべきである」といった方針が確認されまして、刑法研究者や法律実務家の間でも承認されたのです。その結果、1974（昭和49）年の改正刑法草案で、「死刑の適用は、特に慎重でなければならない。」とする原則が宣言されました。

ちなみに、死刑は人間性の本質である個人の人格形成を奪う非人道的な刑罰として、将来は廃止すべき刑罰であるという考え方から、死刑を定めている犯罪をできるだけ縮小する。また、死刑の執行を延期する制度や、死刑を廃止して、現在の無期刑のほかに、仮釈放を認めない終身刑制度を設ける。更には、死刑の判決には裁判官全員の賛成が必要であるとする死刑判決の裁判官一致制、そして、死刑判決を下すときは被告人に対する精神鑑定を必ず実施するといった制度が論議されました。

結局、どれも制度として実現しませんでしたけれども、「死刑は望ましくない制度」であり、死刑の判決や死刑の執行をできる限り減らそうとする動きは、おそらく法律関係者の一致した意見となったように思います。

(2) 個人主義と消極的存置論　しかし、「死刑制度が刑法に規定されている以上、死刑を適用しないわけにはいかず、やむなく適用せざるをえないのではないか」。私は、こうした考え方を消極的存置論と呼んでいるのですが、1974年に改正刑法草案が発表された後は、消極的存置論が裁判所を支配してきたように思います。



例えば、最高裁判所の昭和58年の判決で、「死刑制度を存置する現行刑法の下では」と、敢えて断ったうえで、「犯行の罪質、動機、態様ことに殺害の手段方法の執拗性・残虐性、結果の重大性ことに殺害された被害者の数、遺族の被害感情、社会的影響等」を併せ考察したとき、「極刑がやむを得ないと認められる場合には、死刑の選択も許されるものといわなければならない」と述べています。死刑判決は、まさに苦渋の選択として適用されるべきだとしたのです。

その結果、これまでの死刑判決は、殺人罪、強盗殺人罪に限られています。その数は、2018年度で死刑が確定した者は、わずか4人にすぎません。いわば、「冷酷非情」な極悪人であり、「極刑」もやむをえない者に限って科されているのです。死刑の言渡件数を見ましても、2000年以降では毎年10件台でありますし、死刑を執行した数は、1989年以降毎年0件から3件にすぎません。もっとも、2018年はオウム真理教関連の13件があり、この年は併せて15人が執行されていますが、これは例外です。

さらに、死刑の判決が確定した死刑囚は、現在112人という多数に及んでいるのでありまして、死刑の執行をできるだけ延期するという方針も維持されているようです。

こうした数字から判断しますと、死刑は犯罪の防止のためには絶対必要であるといった死刑の存在意義は、極めて乏しくなっているのが現状ではないかと思えます。つまり、人を殺しても、余程のことがない限り死刑にならないのですから、威嚇力はほとんどない訳です。それにもかかわらず、後で触れますように、死刑は世論から支持され、国民感情に即したものとされています。私は、「人間の尊厳」を冒瀆する死刑制度を、現在のまま放置しておくことは、「ひと、一人が大切である」とする個人主義の憲法から見て、また、「誰一人取り残さない」持続可能な社会を構築するという近年の社会風潮に照らし、重大な問題であると考えています。

(3) **死刑廃止時期尚早論**　それでは、直ちに死刑は廃止すべきでしょうか。確かに、死刑には凶悪犯を防止する力、抑止力があるという主張は証明され

ていないし、殺人を重大犯罪としていながら、国が自ら殺人を犯しても合法であるというのは、いかにもおかしな話であり、矛盾です。

また、死刑は執行されてしまうと、取り返しがつかない以上、誤判の可能性のある死刑判決を言い渡すのは適正な手続ということはできず、正義に反するのではないか。死刑存置論者は、「誤判は死刑以外の懲役や禁錮でもあり得るのであって、めったにない誤判を一般化してことを論ずるのは、刑事裁判の否定につながる」といいますけれども、懲役や罰金の場合と死刑の場合とでは、回復不可能性の質が異なるという廃止論者の反論の方に軍配を挙げるべきです。

こうして、死刑存廢論は理論的には決着が着いたと思いますが、いずれも実証的に証明できない問題ですから、この論争を根拠として、死刑の存廢を決めるのは難しい。先程も言いましたが、これまでの死刑存廢論は、甲論乙駁の「水掛け論」に終始してきたというのが、私の率直な感想です。

そこで問題は、今日の死刑制度を支えているものは何かであります。既に申し上げたとおり、我が国の学説や刑事裁判の実務家は、大勢として「死刑は好ましくない刑罰である」が、刑法に死刑の規定があるために、「やむをえず、死刑を適用し、執行しているのだ」という立場を採っています。

このような背景から刑法全面改正問題で死刑廃止が論議された訳ですが、法制審議会では、政府の実施した世論調査を踏まえて「国民の大多数は、死刑存置を希望している」という理由で、死刑廃止の議案は否決されたのでした。つまり、死刑制度を支えているのは、世論ないし国民感情であり、これを無視して死刑を廃止することは不可能であるというのが、法制審議会の立場だったわけです。

私は、人権尊重の立場から、死刑は絶対に廃止すべきだと考えていますが、問題は、現在のように年間十数件の言い渡し、0件から数件の処刑、そして、死刑が確定しているのに執行されないで拘留されている死刑囚が112人もいるといった運用の実態であるとしても、なお、死刑制度を容認している国民の法感情、法意識をどう考えるかであります。私は、この問題の解決こそ死

刑存廃の決め手になるものと考えています。

現在の死刑制度や運用の実態が国民の応報感情を満足させ、法秩序に対する信頼を維持する上で必要であるとすれば、死刑制度を取って廃止する必要はないはずです。死刑の在り方が国民の法意識ないし世論からかけ離れてしまいますと、国民の刑事司法制度に対する信頼を失い、社会秩序の維持という刑罰本来の目的の達成に支障が生ずることになります。

ここで、死刑に対する国民感情ないし世論について考えてみますと、その手掛かりとなるのは、いろいろと問題がありますけれども、現時点では、各種の世論調査に頼るほかにはないと思います。その世論調査ですが、今年(2020年1月)の17日に内閣府が発表した世論調査によりますと、現在の死刑制度を容認するとした人は80.8%、廃止すべきであるとした人は9%でありました。この傾向は、最近の新聞等の世論調査でもほぼ同じでありまして、国民の大部分は、現在の死刑制度を容認し、賛成しているということが出来ます。また、その理由として、「凶悪犯罪は命をもって償うべきである」、「被害者や遺族に強い処罰感情があるから」とする者が大半であり、死刑における処罰感情は、「天も地も許さない、極悪非道な罪を犯したのであるから、その報いとして、極刑である死刑となるのは当たり前である、あるいはやむを得ないというような素朴な正義ないし応報感情の満足」に帰着するようであります。

(4) **死刑廃止と社会秩序の維持** 刑罰は何のためにあるかという点については、いろいろな意見がありますが、私は、死刑も含めて、懲役や禁錮・罰金は、社会の安全・安心な暮らしを守るため、言い換えると、社会の秩序を守り、これを維持するために必要であると考えています。そうして、社会の秩序維持のためには、国民の間で認められてきた規範意識、応報感情を満足させ、法秩序に対する国民の信頼感を大切にすることが極めて重要なのです。

そして、国民一般の法感情として、極悪非道な犯人には死刑もやむを得ないとする考え方が支配的であるとすれば、死刑は人権侵害の最たるものでありまして、これを無視することは適当でないと考えています。今日の刑法

学者の大半は、「わが国民の一般的な感覚は、未だ、死刑の廃止を懸念なく肯定するところまでには至っていない」とする時期尚早論を主張しています。

私自身も、世論調査等を踏まえると、国民の一般的な法感情として、死刑の廃止を肯定するところまでには至っていないと見るのが妥当であり、したがって、我が国の国民感情が変化し、死刑が一般国民に衝撃を与え、「死刑は残虐だ」と感じさせるに至った時に、死刑は廃止すべきであると考えまして、「死刑廃止時期尚早論」を展開して参りました。

## V あるべき施策

(1) 人権問題としての死刑 それでは、国民大多数が、死刑を残酷な刑罰と感ずるまで、現在の状態を放置してよいでしょうか。年間数百件ある殺人や強盗殺人の犯人の中から、極悪非道の凶悪犯で、死刑もやむを得ないと思われる数件を選んで処刑しても、重大犯罪を防止する効果はないのに、いわば見せしめとして、処罰感情を満足させることだけを目的として、死刑に処してよいものでしょうか。

私は、死刑廃止論者ですが、これまでの廃止論者は、専ら人道主義やヒューマニズムの精神を支えとして展開していました。私は、それでは弱い。むしろ、現在の憲法が原理としている個人主義の立場に立って、あらゆる価値の根源は具体的な一人一人の個人にあり、「人、一人が大切なり」と言われたように、極悪非道とされる凶悪犯であっても、一人の人間として尊重されなければならないと考えています。また、近年では、個人主義に基づいた共に生きる共生社会の理念が強調されるとともに、2015年の国連サミットで採択され、2015年から日本でも取り組みが開始されたSDGsの基本理念であります「誰一人取り残さない社会」の実現を目指すためにも、死刑は絶対に廃止しなければなりません。

しかし、先程、紹介しましたように、死刑を残しておくべきであるとするのが世論であり、これが国民の一般的な国民感情であるとするれば、これを無

視して、無理に死刑を廃止することは望ましくないと考えます。そうすると、考えられる唯一の途は、至難の業であっても、国民の法感情または法意識自体を改めてもらうこと、これ以外に方法はないというのが、私の結論であります。

死刑廃止の根拠を人道主義や「誤判のおそれ」に求めてきた従来の運動に加えて、現代の個人主義に基づく共生社会においては、すべての国民は、一人の個人として自分らしく生きる権利があり、極悪非道の凶悪犯であっても、人格の完成あるいは自己実現を目指すべき人間であり、こうした人間としての生き方を保障するということが、個人主義を基礎とする共に生きる共生社会のあるべき姿ではないのか、と思います。

ちなみに、2006年、平成18年に制定・施行された教育基本法1条は、「教育は、人格の完成を目指す」として、人生の究極の目的は、「人格の完成」にあることを明言致しました。人は、人格を有するものとして、生きている限り本能的にその完成を目指す存在なのであり、その点に、個人としての尊厳、「人間の尊厳」があるのであり、「その人間の生命を奪う」のは、最大の人権侵害であるとする所以であります。

(2) **死刑廃止に向けた施策** 問題は、死刑廃止をいかにして実現するかにあります。具体的には、刑法の改正をいかにして実現するかですが、そこに至るまでには、国民の法感情、世論の動向が肝心なことは、先ほど述べたとおりです。刑法改正を直接に担当するのは、法務省でありますけれども、法務当局が一番気にしているのは、「人を殺した者は殺される——死刑になる——のが当たり前だ」といった古くからの素朴な正義論、世論であり、これを改めない限り、死刑を廃止する法案を国会に提出することは、ほとんど不可能なのです。

冒頭で紹介しました日本弁護士連合会の活動や超党派の「死刑の在り方の今後を考える議員連盟」も、死刑の人権問題を憂慮して運動を展開している点、極めて有意義であると思ひ敬意を表する次第であります。また、個々に運動を展開されている研究者の努力も貴重ですが、最近の世論調査でもお分

かりのように、こうした動きは、世論の形成にはほとんど寄与していないのではないか。内閣府は、5年ごとに世論調査を実施しているのですが、死刑を容認している人は、2004年以降4回連続で8割を超えているのです。

もっとも、イギリスのように、死刑執行してしまった後に真犯人が現れたとか、フランスのミッテラン大統領のような卓越した政治家の活躍があれば、世論が大きく変わることはありえますが、そのような淡い期待を抱く余裕はありません。

そこで、死刑廃止の取り組みとして、現在、最も求められているのは、死刑容認の世論を変えることではないか。世論の中身は、「凶悪犯罪は、命をもって償うべきだ」とか「被害者や家族の気持ちが収まらない」といった素朴な正義感ないし国民感情であるだけに、これを改めることは、文字通り至難の業であろうとは思います。

しかし、法務当局に情報の公開を求め、現在収容されている112人の死刑囚に対して行われております処遇、さらに処刑の前や後の死刑囚の様子を一般社会に周知できれば、素朴な正義感は大きく変わることが予想されます。そして、死刑には凶悪犯を思いとどまらせる特別の威嚇力はないこと、冤罪を完全に防ぐことは難しいこと、そして何よりも人間の尊厳を奪われて生きなければならない死刑囚の悲惨な境遇といった死刑の問題性を、一般社会に周知させることができれば、素朴な正義感、国民の法感情は大きく変わると確信します。

そこで、こうした運動を、いかに展開するかであります。効果的にするためには、ある程度、組織的・体系的な活動が必要でありまして、日本弁護士連合会や超党派の議員連盟に、大いに期待したいところですが、私は、例えば、法務省の外郭団体である「公益財団法人人権教育啓発推進センター」をお願いするのが、最も適切かと考えています。

このセンターは、「人権に関する総合的な教育事業、普及啓発事業」等を行っている団体でありまして、「人権侵害としての死刑」を一般社会に周知し、「人を殺した者は、殺されて当然だ」といった素朴な正義感ないし国民感情

を内容とする世論を動かすのに最適の団体であると考えています。

(3) おわりに　いずれにしましても、超党派の国会議員の有志や弁護士会などの団体が、それぞれの立場でバラバラに死刑廃止運動を展開していたのでは、世論を変える力にはなりません。そこで、死刑廃止推進センターといった公益法人・団体を組織して、自治体や国の人権擁護機関、民間の人権団体、さらには死刑廃止に積極的に取り組んでいるメディア等を通じて、死刑の問題性を訴え、情報公開の理念のもとに死刑制度の運用の実態を国民の前に具体的に提示し、改めて、国民に死刑是非の判断を委ねる体制が望ましいと考えています。死刑廃止の理念は、個人主義に基づく共生社会の実現であり、この観点からの国民の意識改革が「いま」求められている最善の施策であると申し上げて、今回の講座を閉じることに致します。